

旧優生保護法に関する要望書

貴チーム作成の「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（骨子たたき台（PT 試案）」をもとに、その各項目（▼□□で表示）について、下記のとおり、私どもの【要望】を通し番号を付して箇条書きで記しますので、よろしくご査証ください。

2018年11月21日
優生手術に対する謝罪を求める会

記

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（骨子たたき台（PT 試案））



1 前文

- (1) 昭和23年に制定された優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、平成8年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、率直に反省し、深くおわびする。
- (2) 今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、障害や疾病の有無によって分け隔てられることなく全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くすことを決意する。

【要望】

1. (1) 末尾の「おわび」の主体は「我々」ではなく「国」とすべきです。旧優生保護法は、優生思想にもとづき国策として運用されてきたものであり、国が積極的にその責任を認め謝罪の姿勢を示すことがなければ、被害者は安

心して請求をすることができません。また、旧優生保護法が多くの国民に浸透させた優生思想を取り払い、真の意味での被害回復をはかるうえでも国の反省と謝罪の表明が必要と考えます。

2. また、同（1）にある「特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた」事実が何を意味し、何に対しての謝罪なのかを明確にすべきです。よって、以下のような文面にするよう求めます。「昭和 23 年に制定された優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、平成 8 年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。これは、障害や病を有する人々を「不良」とみなし、性と生殖に関する健康と権利を奪うものであった。憲法が全ての国民に保障する基本的人権を侵害したことに鑑み、国は、率直に反省し、深くおわび（謝罪）する。」
3. 検証のための第三者委員会を設置し、検証を行うことを明記すべきです。共生社会の実現に向けて、本件に関する検証委員会を設置し、検証結果を施策に活かしていくことが不可欠と考えます。



2 対象者

次に掲げる者であって、この法律の施行の日において生存しているもの

- ① 旧優生保護法第 2 章の規定により優生手術（同法第 2 条第 1 項に規定する優生手術をいう。）を受けた者（同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する者に該当することのみを理由として、同項の規定により優生手術を受けた者を除く）。
- ② ①のほか、旧優生保護法が施行されている間（昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間）に、本人又は配偶者が旧優生保護法に規定する疾病若しくは障害又は当該障害以外の障害を有していること等【P】を理由として、生殖を不能とすることを目的とする手術又は放射線の照射を受けた者。

【要望】

- ②の中の「…有していること等」の「等」として、以下の方々も被害者として認定されるべきです。
4. 優生学的理由（すなわち、旧優生保護法第 14 条第 1 項の第 1 号・第 2 号・第 3 号、および同条第 3 項にもとづき）人工妊娠中絶を受けさせられた方も、被害者として認定されるべきです。ただし、優生的理由によらない、本人の

同意にもとづく人工妊娠中絶（すなわち、旧優生保護法の第14条第4号、第5号にもとづく人工妊娠中絶）は、刑法墮胎罪の阻却事由として、女性にとって必要な選択であり、性と生殖に関する健康／権利の一つであることを確認し、中絶そのものを罪悪視し禁止することがないよう配慮されたい。

5. 母体保護法に改正された後の被害者も含めるべきです。1996年に優生保護法が母体保護法に改訂された際、優生保護法下での人権侵害に関する調査・検証は全く行われず、「優生保護法が障害者に対する差別であった」ことを踏まえた広報・教育も一切行われませんでした。そのため、優生保護法の影響は消えることなく、今でも「同法の存在を背景として」被害は起き続けているという現状があるからです。



3 一時金の支給

対象者には、一時金を支給する。

（※ 一時金の額は、諸外国の例も参考に引き続き検討する。）

【要望】

6. 一時金の額については、諸外国の例に加えて、国内の他の人権侵害に対する補償も参照しながら、相応しい額にしていただきたい。また、一時金が収入と見なされて、受け取った方が課税されたり、生活保護を減額されたりすることがないようにしていただきたい。



4 権利の認定

- (1) 一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- (2) 請求は、この法律の施行の日から起算して5年以内に行わなければならない。
- (3) 厚生労働大臣は、請求があったときは、優生手術に関する記録に当該請求に係る事実の記録がある場合を除き、当該事実があったかどうかに関し旧優生保護法一時金支給認定審査会〔仮称〕（以下「認定審査会」という。）に審査を求めなければならない。
- (4) 認定審査会は、厚生労働省に置かれるものとし、医学、法律学、社会福祉等に関する専門的知識を有する者で構成する。
- (5) 認定審査会は、(3)の審査において、請求に係る事実について記録した資料がない場合においても、本人及び関係者の供述、手術痕に関する医師

の所見その他の資料を総合的に勘案して、適切な判断を行うものとする。

※ 参考とする資料の例

- ・ 本人及び家族の証言
- ・ 処置をした医師、福祉施設職員その他の関係者の証言
- ・ 手術痕等についての医師の診断書
- ・ 不妊手術等を受けたとする時期に請求者が旧優生保護法に規定する疾病に罹患し、又は障害を有していたことを示す資料

- (6) 厚生労働大臣は、(3)により認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行わなければならない。
- (7) 厚生労働大臣及び認定審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (8) 認定審査会は、必要があると認めるときは、請求者に対して、指定する医師の診断を受けるよう求めることができる。

【要望】

7. 認定機関は、厚生労働大臣から独立し、当事者の参画する第三者機関とすべきです。旧優生保護法を積極的に推進してきた厚生労働省（旧厚生省）の下に認定機関を置くことは、被害者にとって到底信頼できるものではなく、被害申告にとって大きな障害となることは明らかです。
8. また、認定の場には、手術を受けるにいたった当時の状況や、その後の被害者の身体的・精神的状態を十分に理解している者がいることが必須です。認定審査会の構成員には、優生手術の対象となった遺伝性とされた疾患や障害のある人、あるいは、その人たちの権利を擁護・支援する立場の人が含まれるべきです。
9. 請求期間は、限定すべきではありません。被害者が請求できる期間について5年以内とされていますが、被害の性格上、周知及び考慮に相当期間を要すること、被害者の属性を考慮すれば、請求期間を限定すべきではないと考えます。
10. 認定の資料として、手術痕をことさら重視すべきではありません。上の(5)で、判断の資料として「手術痕に関する医師の所見」「手術痕等についての医師の診断書」が挙げられていますが、手術痕の確認は被害者に苦痛を与え、請求を躊躇させるといった二次被害が生じるおそれがあるので、「所見」「診断書」を積極的に徴求すべきではありません。このことは、認定審査会とその委員に周知徹底すべきです。加えて、「(8) 認定審査会は、必要があると認めるときは、請求者に対して、指定する医師の診断を受けるよう求めることができる。」の項目は、削除してください。

11. 不服申立ての手続きを、設けるべきです。判断が困難な事案が少なくないと考えられるため、不認定に対して、不服を申し立てることができるようにすべきです。
12. 被害者の多くが既に高齢であることに鑑み、認定作業は、できる限り速やかに行うべきです。



5 周知等

国は、国民に対し一時金の支給を受けるのに必要な情報を十分かつ速やかに提供するために一時金の支給に関する制度の周知を適切に行うとともに、一時金の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

※ 具体的な周知等の措置のイメージ

- ・ 障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 相談支援窓口の設置
- ・ 広報用ポスター・パンフレットの活用
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての申請の呼びかけ

【要望】

13. 制度の周知の前提として、要望「1.」で記したように、国による反省と謝罪が表明されるべきです。また、名誉の回復のための周知であることを明記すべきです。
14. 被害者の属性を考慮し、被害者が属する可能性のある団体、コミュニティーなど、対象者に繋がる幅広い周知を行うべきです。また、知的障害をお持ちの方にも分かりやすい工夫をすべきです。
15. 「欺罔等」の手段を厚生省が積極的に認めていた、第4条と第12条にもとづく優生手術（審査にもとづく優生手術）は、欺かれていたがゆえに、被害者本人が被害に気づいていない可能性が高い点に、留意すべきです。
16. 書面やポスター等文字媒体のみならず、テレビやラジオ等を含む、多くの媒体で広範な周知を行うべきです。
17. 制度の周知と並行して、引き続き、国や自治体、医療・福祉・教育等の機関・施設に存在する可能性のある、障害を理由とした優生手術や中絶に関する資料の調査・探索を続けるべきです。
18. 地方自治体に残る資料から個人が特定できる被害者については、プライバシー等に配慮を尽くし、被害者に苦痛を与える可能性を極力排した上で、どのような形でお知らせすることが可能かを、障害当事者を含む場を設けて検討す

べきです。そのような被害者に対して、何の通知もしない場合は、その理由を国は説明すべきです。被害がおきてから長い時間が経ち、記録が失われていること、残っている記録も確実に本人に通知を届けるには不十分であること、等、これらは国が長年にわたり問題を放置したために生じたことを、説明していただきたい。

19. 国及び各自治体（都道府県や市町村）に、優生手術に関する専門の相談窓口を設置し、被害についての相談や、申請の手続きに関する相談に懇切丁寧に応じるべきです。その際、様々な障害がある人がアクセスできるよう、十分な体制を整えるべきです。



6 その他

一時金の請求期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

【要望】

20. この「6」の後に、新たに「7」として項目を立て、「優生保護法による人権侵害についての調査・検証委員会の設置」を定めるべきです。優生保護法にもとづく優生政策が、国と自治体の協力によって推し進められたことを考えれば、国及び各自治体の責任を明らかにする必要があります。検証委員会は第三者的なものとして組織され、国および各自治体に設置することが必要です。その上で、同委員会は、優生保護法の成立や改定の経緯、本法のもとでの被害の全容や運用実態を詳細に調査し、どのようにして人権侵害が引き起こされたのかを総合的に検証することを目的とすべきです。同委員会の調査・検証の結果は、これを国民に広く知らせるために、報告書としてまとめ、共生社会の実現に向けて、その結果を施策に活かしていくべきです。加えて、この検証委員会の構成員には、優生手術の対象となった遺伝性とされた疾患や障害のある人やその団体、およびその人達の権利を擁護・支援する人やその団体が含まれるべきです。

以 上